

## 第223回埼玉県都市計画審議会

平成25年11月28日午後2時00分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第223回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告させていただきます。現在16名の委員の方に御出席いただいておりますので、2分の1以上の定足数に達しており、本日の審議会は成立いたしましたことを御報告申し上げます。

ここで本日の資料を確認させていただきます。まず、事前にお送りした資料が配付資料一覧表、委員名簿、それから議案概要一覧表、そして議案書、参考資料1、参考資料2でございます。そして、本日改めてお配りさせていただきましたのが次第、座席表、それからA3判の第223回埼玉県都市計画審議会議案一覧、そしてカラーのA4、3枚でございます。

このA4、3枚につきましては、議案書の中で印刷に一部誤りがございまして、それぞれ右下ないし左下のほうにページが振ってありますが、170ページ、292ページ、451ページの修正でございますので、議案書とあわせて御覧いただきたいと思っております。どうも申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

資料のほうはよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 また、資料につきましては、本会議は公開が原則であるため、意見書の個人情報に関する部分は黒塗りしてありますので、御了承ください。

ここで新たに御就任いただきました委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

初めに、学識委員といたしまして、東洋大学准教授の野澤千絵様でございます。

○野澤委員 野澤です。よろしく願いいたします。

○事務局 上尾商工会議所会頭の小谷仁様でございます。

○小谷委員 小谷でございます。よろしく願いいたします。

○事務局 浦和大学専任講師の田中康雄様でございます。

○田中委員 田中です。よろしく願いいたします。

○事務局 東京国際大学教授の古川徹也様でございますが、本日は御欠席となっております。

次に、関係行政機関の委員といたしまして、関東農政局長の藤本潔様でございます。本日は、代理として関東農政局農政計画部農村振興課課長補佐の渡辺博美様にお越しいただく予定でございますが、若干遅れていらっしゃるようです。

それから続きまして、関東地方整備局長の深澤淳志様でございます。本日は、代理として大宮国道事務所副所長の山田博道様にお越しいただいております。

○山田委員 山田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、市町村長を代表する委員といたしまして、川口市長の岡村幸四郎様でございますが、本日は御欠席となっております。

次に、県議会議員の木村勇夫様でございますが、本日は御欠席となっております。

次に、市町村の議会の議長を代表いたしまして、横瀬町町議会議長の関根修様でございます。

○関根委員 関根でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次第の2、会長選任でございます。

会長につきましては、埼玉県都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、学識委員のうちから委員の選挙によって定めることとなっております。この9月1日に学識委員の改選がありましたので、改めて会長の選任を行います。

事務局といたしましては、前会長の谷口委員さんに引き続き会長をお願いしたいと存じておりますが、皆様の御意見はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○事務局 ありがとうございます。

それでは、御賛同いただきましたので、谷口委員さんに会長をお願いしたいと思います。

それでは、谷口委員さん、会長席にお移りいただきまして、審議会長としての御挨拶、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口） 皆様、どうもこんにちは。新しい都計審の会議ということで、新しいメンバーの方にも加わっていただき、また今まで御経験豊かな委員の方にも引き続き御参画いただけるということで、重要な案件がたくさんございますけれども、どうか埼玉県の都市計画を良くしていくために御審議のほどよろしくお願いいたします。

都市計画の制度が変わってまいりまして、市町村にどんどん権限がおりていってまいりますが、市町村の間でも調整が必要なことがたくさんございます。県の役割はますます一層大事になるかなと思いますので、皆さんのお力をぜひよろしくお願いいたします。簡単ではございますけれども、以上で挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

次に、審議会条例第4条第3項の規定によりまして、谷口会長から会長職務代理者の指名をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口） それでは、私から会長職務代理者につきまして指名をさせていただきます。

会長職務代理者には、2期目に入られた学識委員の中で年長でいらっしゃる田端委員さんにお願

いしたいと思いますが、御了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、会長職務代理者は田端委員さんということで、よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは続きまして、次第の3、議事でございますが、審議会条例第5条第1項の規定により、谷口会長に議長として進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口） 了解いたしました。

それでは、皆様の御協力をいただきながら、審議は慎重かつ効率的に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初にきょうの会議録の署名委員でございますけれども、本審議会の運営規則第5条第2項の規定がございます。それによって私から指名させていただければと思います。お二人なのですが、まず最初に石川委員さん、よろしくお願いいたします。次に荒川委員さん、よろしいですか。よろしくお願いいたします。お二人にお願いしたいと思います。

また、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取り扱い要綱に基づきまして原則公開ということになっております。私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございませんが、皆様の御意見はいかがでしょうか。特に御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は全て公開ということで進めさせていただきます。

傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 はい。

○議長（谷口） それでは、ここで傍聴者の入場を許可いたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（谷口） それでは、議事に入ります前に傍聴者の方に傍聴上の注意を申し上げたいと思います。先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領をよく読んでいただいて、遵守していただきたいと存じます。この傍聴要領に反する場合は、退場していただくということになりますので、よろしく御協力ください。

それでは、ただいまより第223回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。本日は、お手元の次第にございますとおり、議第4993号「川口都市計画区域の変更について」など都市計画法に基づく諮問案件36件と建築基準法の規定に従いまして本都市計画審議会に付議する案件2件及びその他の案件1件、合計39議案ということで、大変たくさんございますけれども、御審議をお願いすることになっております。

数が非常に多くございますので、全部順番にやっているとわかりにくいと思いますので、この審議に入る前に各議案の関連性などについて幹事から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の細田でございます。恐れ入りますが、着席にて説明いたします。

初めに、都市計画区域及び各都市計画の関連性について説明をいたします。恐れ入りますが、前方のスクリーンを御覧いただきたいと思います。初めに、都市計画区域でございますが、県は一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域を都市計画区域として指定します。現在本県では41区域の指定がございます。

次に、県は広域的な観点から都市計画の基本的な方針を示すものとして、都市計画区域ごとに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めます。県は、この方針に即して、区域区分、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針や国道、県道、県営公園及び流域下水道などの都市施設を定めます。一方、市町村は、県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して、市町村の都市計画に関する基本的な方針、いわゆる市町村マスタープランを定めます。市町村が定める用途地域や都市施設、市街地開発事業などの都市計画は、これらの方針に即して定めることとなります。

続きまして、本日御審議いただく各議案の関連性について御説明をいたします。恐れ入りますがけれども、本日お配りいたしました資料、第223回埼玉県都市計画審議会議案一覧、A3でございますけれども、これを御覧いただきたいと思います。本日の議案は39件と大変多く、恐縮でございますけれども、大きく分類いたしますと、1の市町村の合併及び行政界変更に伴う案件が36件、2の合併及び行政界変更にかかわらない案件が2件、3のその他の案件が1件でございます。

まず、1の市町村合併及び行政界変更に伴う案件でございますが、①のピンク色で示した議第4993号から4998号までの6議案につきましては、合併や行政界変更に伴い、都市計画区域を変更するものでございます。

次に、②の水色で示した議第4999号から5004号までの6議案につきましては、川口都市計画区域の変更に伴い、関連する川口都市計画の整備、開発及び保全の方針、区域区分、再開発方針、住宅市街地の開発整備の方針、都市計画道路、都市高速鉄道について変更するものでございます。

次に、③のうちウグイス色で示した議第5005号から5027号までの23議案につきましては、川口都市計画区域以外の都市計画の変更でございます。基本的に川口都市計画と同様の変更でございます。なお、議第5026号及び5027号につきましては、流域下水道の変更でございますが、流域下水道につきましては、複数の都市計画区域にまたがって定められておりまして、都市計画区域ごとに定める他の都市計画と位置づけが異なっております。

また、③のうちオレンジ色で示した議第5028号につきましては、行政界変更に伴い、建築基準法

の規定に基づき、用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値を変更するものでございます。

次に、大きな2、合併及び行政界変更にかかわらない案件については、④の議第5029号「北川辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」と⑤の建築基準法に基づく「久喜都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。

最後に、大きな3、その他の案件といたしまして、⑥の議第5031号、土地区画整理事業の事業計画に係る意見書について、口頭陳述の実施方法を決定するものでございます。

本日の御審議につきましては、ただいま御説明いたしました議案の関連性を踏まえまして、①から⑥のグループごとをお願いしたいと存じます。

以上、各議案の関連性について説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの幹事の説明のとおり審議を進めていければというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは初めに、この第1グループ、議第4993号から4998号までの6議案につきましては、いずれも各都市計画区域の変更についての議案でございますので、一括して議題に供します。

それでは引き続き、幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第4993号「川口都市計画区域の変更について」から議第4998号「鴻巣都市計画区域の変更について」まで一括して説明をいたします。

議案書は5ページから39ページ、参考資料の1ページを御覧いただければと思います。各都市計画区域の変更は、市町の合併などにより、行政区域が変更されたことに伴うものでございます。まず、合併につきましては、旧川口市及び旧鳩ヶ谷市が新たな川口市に、旧久喜市、旧菖蒲町、旧鷲宮町及び旧栗橋町が新たな久喜市に、旧大利根町、旧加須市、旧騎西町及び旧北川辺町が新たな加須市となりました。また、鴻巣市につきましては、旧騎西町との行政界変更が行われました。このことから、各都市計画区域を新たな行政区域にあわせて変更いたします。

なお、加須市の旧北川辺町の土地の区域でございますが、区域区分を定めておりません。区域区分の定めのある区域と区域区分の定めのない区域を一つの都市計画区域とすることは都市計画法上できないことから、加須市の行政区域につきましては、区域区分の定めのある加須都市計画区域と区域区分の定めのない北川辺都市計画区域に分かれることとなります。

以上御説明いたしました議第4993号から議第4998号の6議案につきましては、都市計画法の規定に基づき、関係市町に対して意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口） よろしいでしょうか。

本議案につきましては、都市計画法におきまして、都市計画区域の変更に当たっては都市計画審議会の意見を聞くことというふうにされておりますので、審議経過を明確にするために、今いただ

いた御説明に対する質疑と、それとこの変更案についての意見というのは分けてお伺いできればというふうに思います。

ということで、まずただいまいただいた御説明に関する御質問がございましたら、まずそこからいただきたいと思うのですが、御質問はございますでしょうか。合併に伴うものということで、ほぼ自動的と言ったらあれですが、こういうふうに再編されるという御説明でございますが、御質問特にございせんか。

〔発言する者なし〕

○議長（谷口） それでは、御質問ないようですので、次にこの変更に関して御意見のある方はいただければと思うのですが、御意見ございますでしょうか。特にございせんか。

〔発言する者なし〕

○議長（谷口） 特に御意見がないようでしたら、都市計画審議会としては、この議第4993号から4998号の6議案につきまして賛成としてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、御異議ないものとして、本案は都市計画審議会として賛成といたします。

では続きまして、議第4999号から議第5004号まで、この6議案につきましては、川口都市計画区域に関する議案でございますので、一括して議題に供します。

それでは、幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 川口都市計画区域の変更に伴い、変更する都市計画は御覧の6議案となります。議案書は41ページから143ページでございます。

なお、参考資料3ページから122ページに現行の計画を添付しておりますので、あわせて御参照いただければと思います。

まず、議第4999号「川口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でございます。都市計画区域の変更に伴い、変更後の新たな都市計画区域を一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全するための方針を定めるものでございます。

なお、県では現在、全ての都市計画区域で地域主権改革一括法への対応、まちづくり埼玉プランの反映、防災機能の強化及び地球環境への対応の4つをポイントとして、整備、開発及び保全の方針の一斉見直しを行っておりまして、この見直しの内容を踏まえたものといたします。

川口都市計画区域は、県の南部、都心からおおむね20kmの県南ゾーンに位置し、川口市1市で構成されております。整備、開発及び保全の方針は、第1、都市計画の目標、第2、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、第3、主要な都市計画の決定の方針の3つの項目で構成しております。

まず、第1の都市計画の目標ですが、1の基本的事項として都市計画区域の範囲や規模を示しま

した。2の埼玉県の都市計画の目標では、将来都市像を「みどり輝く生きがい創造都市～暮らし続けるふるさと埼玉～」とし、まちづくりの目標には、歩いて暮らせるまちの実現、地域の個性ある発展、都市と自然・田園との共生を位置づけております。3の当該都市計画区域の都市計画の目標では、区域の特性と都市づくりの基本理念を明確に示しました。4の地域ごとの市街地像につきましては、広域的な見地から、各拠点機能の配置等を位置づけました。

次に、第2、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針は、人口及び産業の規模の基準年を平成12年から平成17年に、目標年次を平成22年から平成27年に変更いたしました。

次に、第3の主要な都市計画の決定の方針は、地域主権改革一括法を踏まえ、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針や国道、県道などの広域的な施設の配置方針を示すことといたしました。また、市街地において特に配慮すべき土地利用の方針として、現在の社会情勢を踏まえ、都市防災に関する方針と地球環境への対応に関する方針を追加いたしました。

次に、議第5000号「川口都市計画区域区分の変更について」でございます。区域区分とは、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するものでございます。今回の見直しでは、計画書の表記を変更し、区域区分の規模として、市街化区域と市街化調整区域の面積を表示することといたしました。また、これまで計画書に記載していた基準年と将来目標の人口については、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に記載することといたしまして、削除いたしました。なお、市街化区域と市街化調整区域の区分の変更はございません。

以上、議第4999号「川口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」及び議第5000号「川口都市計画区域区分の変更について」説明いたしました。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

野澤先生、お願いします。

○野澤委員 まず、質問なんですけれども、4999号議案の整備、開発及び保全の方針の変更についての件なんですけれども、議案書の57ページに調整区域の土地利用の方針ということで書かれているわけなんですけれども、もう一つ、参考資料1として以前の都市計画マスタープランの内容を添付されているんですけど、その18ページに、従前といいますか、以前の調整区域の土地利用の方針ということで、前と後で何が異なっているのかなということ拝見させていただいたところ、57ページの（4）、秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針というところがいろいろ書き加わっているということなんですけれども、このあたり具体的に県としては、地域主権改革で都市計画決定、市町村の都市計画決定に際しては、県の同意から協議になったというような流れの中で、県の役割というのが広域的見地に関係するものということになるわけなんですけれども、そういった観点からして、例えば（4）の中で広域的な見地から県の関与というのほどのような形で行えるのかということをお伺いしたい。つまり、先ほど谷口会長がお話しされておりましたように、地域主権改革後であ

るからこそ、県のこの区域マスにおける広域的見地からの関与ができるように区域マスをそれなりに改定すべきかなと思っているわけで、そういう観点からすると、（４）の秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針の中で県としての広域的見地としてどのように考えているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（谷口） ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○幹事（都市計画課長） （４）の秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針の中の市街化調整区域の考え方でございます。県としては、特に災害防止の観点、減災というのは都市計画の非常に基本的な要素というか、観点であるということから、例えば災害の危険のあるような区域は市街化区域には含めない、特に溢水とか湛水のおそれのある区域とか、それから土砂災害防止の観点から保全すべきようなところについては市街化区域に含めないという区域区分上の基本的なスタンスを持っておりまして、これを踏まえて市町村のほうと調整をしているというところでございます。それから、市街化調整区域におきましても、一定のコミュニティーの維持のために必要な区域もございまして、こうしたところについては、もともと市街化調整区域でございまして、市街化を抑制すべきという中で一定のものについては認めていくと、そういった形で市町村のほうと土地利用の調整をしていくということと考えております。

○野澤委員 一番私が問題だと思っているのは、この一番最後の市町村の土地利用に関する基本構想等に基づいて、市街化を促進するおそれがないと認められる地域として産業系の施設の立地を可能とする区域というところなんですけれども、そちらについては、要するに市町村が総合計画に位置づけさえすれば、市街化を促進するおそれがないと認められる地域にはもう産業系の施設の立地を可能としてもいいよという認識なのではないでしょうか。というのは、すごく広域的見地から産業系の施設というのは考えなければいけないものであって、市町村の総合計画とか都市計画に位置づけさえすればオーケーというような形になるのはちょっと大丈夫なのかなというところが疑問に思っておりまして、埼玉県下の市町村で実際に問題になっているところも結構ありますので、このあたり区域マスの書き方としてはこうなるとは思うんですけども、その後どのように県が広域的見地から運用の中で関与していかれるかというような、そのあたりをお伺いしたいんですけども。

○幹事（都市計画課長） 産業施策についてでございますけども、今県のほうでは、１つは圏央道沿線について積極的に産業系の基盤整備を進めるというのがございます。ですから、この県の基本的な方針に即したものと。そういう中で、市町村の中で立地とか、あるいは土地利用の観点から、当然農業的な土地利用との調整もございまして、そうしたものがクリアされたものについては認めていくということになりますので、市町村の基本構想、あるいは都市計画マスタープラン等に位置づけがないものについては、当然県としても認めないわけですけども、県としてはそういう県の方針の中でふるいにかけていくということで調整をさせていただきたいと思っています。

○議長（谷口） 非常にしっかり読んでいただきまして、どうもありがとうございます。

川口は、このデータに載っているように、産業の出荷額が非常に減少していて、そういうところにてこ入れしたいという気持ちも多分あるのかなというふうにも思っておりますが、どうもありがとうございます。

あと、私の不手際でございまして、今議第4999号と5000号の2つの説明をいただいたところで質問のタイムに入ってしまったんですが、6議案についてまとめて御意見いただく予定でしたので、市街地整備課長さんから引き続き5001号を御説明いただき、あと住宅課長さんから5002号、あと都市計画課長さんから再度5003号、5004号の御説明をいただいて、もう一度全体の質問の時間をとりたいと思います。申し訳ございません。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長の渡辺でございます。続きまして、議第5001号「川口都市計画都市再開発の方針の変更について」でございます。恐れ入りますが、着席にて御説明させていただきます。

今回御審議いただく川口都市計画都市再開発の方針でございますが、都市再開発法に基づき定める都市再開発のいわゆるマスタープランでございます。この中では、1番、都市再開発の方針、2番、計画的に再開発が必要な市街地、3番、再開発を促進すべき地区の整備又は開発の方針を定めております。

1の都市再開発の方針では、市街化区域のうち既成市街地や新市街地の再開発の基本方針などを定めます。2の計画的に再開発が必要な市街地では、各地区の再開発の目標や整備方針などを定めます。3の再開発を促進すべき地区の整備又は開発の方針では、特に再開発を促進すべき地区の土地利用計画や道路、公園などの整備などを定めます。なお、ここで言う再開発とは、土地区画整理事業など広い意味でのまちづくり全体を指すものでございます。川口都市計画の全図でございますが、今回の変更は川口市と鳩ヶ谷市の合併に伴うものでございます。

計画の概要についてでございますが、まず現在の川口都市計画区域では、計画的に再開発が必要な市街地として、川口駅、西川口駅周辺など4地区、面積約1,100haでございます。この中で特に再開発を促進すべき地区として、川口駅東口地区など10地区、面積約493haを定めております。ここに今回鳩ヶ谷都市計画区域で定めている鳩ヶ谷駅周辺地区、面積約8haを加えるものでございます。

以上、議第5001号「川口都市計画都市再開発の方針の変更について」御説明させていただきました。

○幹事（住宅課長） 住宅課長の吉田でございます。続きまして、議第5002号「川口都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について」説明いたします。恐れ入りますが、着席にて説明いたします。

まず、住宅市街地の開発整備の方針の概要について説明いたします。住宅市街地の開発整備の方針は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づきまして、良好

な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランでございます。住宅市街地の開発整備の方針は、図のとおり、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定めるものでございます。

方針に定める事項は、次の3点となっております。1番、住宅市街地の開発整備の目標、2番、良好な住宅市街地の整備または開発の方針、3番、重点地区並びに重点地区の整備または開発の計画の概要でございます。1番の住宅市街地の開発整備の目標におきましては、住宅市街地のあり方や良好な居住環境の確保等の目標などを定めます。2番の良好な住宅市街地の整備または開発の方針では、住宅市街地における適切な配置や既成住宅市街地の更新及び新住宅市街地の開発に関することを定めます。3番の重点地区に関することにつきましては、特に住宅市街地を整備、開発していく地区を定めております。

次に、川口都市計画の変更の概要でございますが、今申し上げました方針に定める事項の1番の住宅市街地の開発整備の目標及び2番の良好な住宅市街地の整備または開発の方針につきましては都市計画区域の再編に対応した内容に変更しているところでございます。御覧いただいております川口都市計画区域の中の重点地区に関することについてでございますが、重点地区につきましては赤い格子の部分でございます。今回の変更内容といたしましては、旧鳩ヶ谷都市計画区域で定めておりました桜町地区、里地区を川口都市計画に追加いたしまして、新郷東部第1地区につきましては、土地区画整理事業が完了したことに伴いまして、廃止をするものでございます。

以上、議第5002号「川口都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について」説明をいたしました。

○幹事（都市計画課長）　続きまして、議第5003号「川口都市計画道路の変更について」説明いたします。

都市計画道路につきましては、図中の赤枠で示す一覧表のとおり36路線を変更するものでございます。主な変更内容といたしましては、都市計画区域の変更に伴い、都市計画道路の名称、起終点、延長の変更及び車線数の決定を行うものでございます。

今回変更する路線のうち、赤枠7番の3・3・4大宮東京線を代表的な路線として説明いたします。3・3・4大宮東京線は、旧川口都市計画道路3・3・4大宮東京線、同じく旧川口都市計画道路3・3・5大宮東京線、旧鳩ヶ谷都市計画道路3・3・1大宮東京線の別の都市計画道路として計画されておりましたが、合併により同一都市計画区域内の連続した路線となったため、川口都市計画道路3・3・4大宮東京線1路線に統合いたします。併せて、起終点、延長の変更を行い、車線数を4と定めます。

なお、赤枠28番と29番の路線については、駅前広場が県決定の都市計画道路の一部として定められております。駅前広場につきましては、市の玄関口として計画、整備、管理の一元化を図ることを目的に県決定の都市計画道路から分離し、新たに川口市が駅前広場の都市計画決定を行います。

以上、議第5003号「川口都市計画道路の変更について」説明いたしました。

続きまして、議第5004号「川口都市計画都市高速鉄道の変更について」説明いたします。川口都市計画都市高速鉄道につきましては、図中の赤枠で示している1路線が対象でございます。旧川口都市計画都市高速鉄道2路線と旧鳩ヶ谷都市計画都市高速鉄道1路線の3路線を川口都市計画都市高速鉄道1、埼玉高速鉄道線1路線に統合し、併せて起終点、延長の変更を行うものです。

なお、本議案につきましては、都市計画法第21条第2項に基づく政令第14条で定める軽易な変更にあてはまりますので、同法第17条第1項の規定に基づく縦覧を要さないものでございます。以上、議第5004号「川口都市計画都市高速鉄道の変更について」説明いたしました。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは改めまして、先ほどの4999号、5000号も含めまして、4999号から5004号までの6議案に関して、御意見、御質問等ございましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○野澤委員 質問ではなくて、意見を言ってもよろしい場でしょうか。よろしいですか。

○議長（谷口） すみません。先ほどのものと今のものとで進め方が違いまして、先ほどのものは順番に聞かなければいけなかったんですが、今回のものは一緒に全然構いませんので、御意見もどうぞおっしゃっていただければと思います。

○野澤委員 4999号以下、その後まだ説明されていないんですけども、5005号、5010号、5014号、5019号、5023号にも関連するんですけども、先ほどの調整区域の土地利用のお話なんですけれども、意見として述べさせていただきますと、先ほどのお話で、圏央道周辺などというお話があったかと思うんですけども、実際に埼玉県下の市町村を見ておきますと、すごく物流施設のニーズというのがあって、そういった昨今のニーズに柔軟に対応して、調整区域であっても、例えばインターチェンジ周辺とか、圏央道周辺であったりとか、幹線道路の結節点みたいなところの周辺であれば許容してもいいかなとは思っている立場なんですけれども、そうではなく、全然そういう観点ではないところで市町村が独自に判断をして物流施設をどんどん立地していこうというような市町村も現に見られるわけです。そうした場合、周辺の道路幅員が悪いような状況の中で発生交通がすごい物流系が来てしまいますと、その市町村だけではなくて、その周辺の交通の渋滞を引き起こして、つまり広域的な見地から見ると結構影響を及ぼしかねないというようなことが実際にあるわけで、今回の区域マスに云々という話ではなくて、この区域マスに基づいて運用の段階で県としてやれることといたしますと、例えば調整区域の地区計画を立てるといった場合の協議基準というのを明示をして、広域的見地から、それはだめだろうというものについては県の立場でストップがかけられるような最後の砦になってほしいというのが私の願いでありまして、そういったことを運用上の工夫として対応していただきたいというのが意見として1つです。

もう一点は、調整区域の地区計画は都市計画決定ですので、市町村が都市計画決定をしようとす

るときに、県は昔は同意だったんですけど、今は地域主権改革後、協議になったわけですが、協議で何とか広域的見地から言うことができるんですが、もう一つ問題は、事務処理特例市といいまして、開発許可権限がおりているような市町村に関しては、独自に条例をつくって区域指定をすれば産業系施設の立地が許容できるようなことに現在なっております、そういったときに止められるのは、最後の砦はやはり区域マスなんです。ですので、今回は全体的な前回の都市計画審議会の流れの中でいろいろあるとは思いますが、今後そういった市町村の独自の条例による判断、区域指定の判断に対して、県として何かしら広域的見地から物を申せるといいますか、何かしら地元のため、あるいは広域的な影響が及ばないような形での対応ができるようなことを県の都市計画として考えて対応していただきたいというのが私の意見です。今回のこの区域マスに関して云々かんぬんではなくて、その後のこれに基づいた対応について意見として言わせていただきました。

以上です。

○議長（谷口） 事務局からまず何かお答えございましたらいただければと思います。

○幹事（都市計画課長） ただいまの御意見、県の立場として広域調整するということが非常に重要な視点でございまして、御意見の中にありましたように、隣接する市町で渋滞が起きたりとか、そういう問題が発生するということもありますので、まさにそういうところは県が広域的な見地から調整をするという役割がございまして、御趣旨については、今後こういった形で運用するかというのはありますけれども、それを踏まえて、県の立場、役割というものを果たしていきたいと思っております、今具体的にどうするかというのはなかなか言えませんが、

○議長（谷口） 非常に真っ当な御意見で、全くそのとおりでございますので、この審議には関係ないですが、以前からそういう技術指針のようなものをつくってはどうかという議論もございましたというふうに記憶しておりますので、非常に貴重な御意見をいただきましたので、ぜひ前向きに取り入れていただければというふうに議長からもお願いしたいと思います。

ということで、反対意見ということではないということでございますので、ほかに御意見、御質問等ございましたらいただければと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（谷口） それでは、議第4999号から5004号まで、この6議案につきまして一括して採決させていただきます。

それでは、この6議案に関しまして、原案のとおり決定するということが御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

それでは続きまして、ただいま御審議いただきました川口都市計画区域以外の各都市計画の議案であります議第5005号から5028号ですね。全部で24議案でございます。いずれも都市計画区域の変更

に伴う議案ですので、一括して議案に供します。

幹事に議案説明をお願いいたします。

- 幹事（都市計画課長） 続きまして、議第5005号「久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から議第5028号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る措置の変更について」の24議案でございますが、都市計画区域の変更に伴い、関連する都市計画などを変更するものでございます。

川口都市計画と同様の変更につきましては、説明は省かせていただきまして、先ほど川口都市計画の議案になかった公園、下水道及び都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値につきまして説明をいたします。

それでは、議案の説明に移ります。

- 幹事（公園スタジアム課長） 公園スタジアム課長の新井でございます。議第5009号「久喜都市計画公園の変更について」及び議第5018号「幸手都市計画公園の変更について」を一括して説明いたします。着席にて説明させていただきます。

本2議案は、さきに御審議をいただきました議第4994号「久喜都市計画区域の変更について」及び議第4996号「幸手都市計画区域の変更について」に関連いたしまして、それぞれ久喜都市計画公園及び幸手都市計画公園を変更するものでございます。議案書は203ページから215ページ及び319ページから327ページでございます。

前方のスクリーンを御覧ください。まず、議第5009号「久喜都市計画公園の変更について」御説明いたします。久喜菖蒲公園は、JR東北本線の久喜駅から南西約5kmに位置しており、昭和53年2月に久喜都市計画公園、面積約25.8haと蓮田都市計画公園、約14.2haの総合公園として決定いたしました。久喜都市計画区域は、さきに御説明いたしましたとおり、黒線で示しました区域から青線の区域に変更となります。この結果、久喜菖蒲公園は蓮田都市計画区域の約14.2haが久喜都市計画区域に編入され、約40.0haの久喜都市計画公園に変更するものでございます。

次に、議第5018号「幸手都市計画公園の変更について」御説明をいたします。権現堂公園は、東武日光線の幸手駅から北東約2kmに位置しており、平成6年11月に幸手都市計画公園、面積約34.5haの広域公園として決定し、その後平成9年4月に約34.8haに拡張いたしました。幸手都市計画区域は、さきに説明いたしましたとおり、黒線で示しました区域から青線の区域に変更となります。この結果、権現堂公園は面積34.8haの幸手都市計画公園が約27.9haの幸手都市計画公園と約6.9haの久喜都市計画公園に変更するものでございます。

なお、本2議案につきましては、都市計画法に基づく軽易な変更でございます。

以上、議第5009号「久喜都市計画公園の変更について」及び議第5018号「幸手都市計画公園の変更について」説明をいたしました。

- 幹事（都市計画課長） 続きまして、議第5026号「川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計

画、蕨都市計画及び戸田都市計画下水道の変更について」及び議第5027号「久喜都市計画及び加須都市計画下水道の変更について」の2議案について一括して説明いたします。

議案書は423ページから437ページでございます。この2つの議案は、流域下水道に係る都市計画のため、複数の都市計画区域にまたがっております。いずれも都市計画区域の変更に伴い、都市計画の名称及び排水区域の表記の変更を行うものでございます。

初めに、議第5026号につきましては、荒川左岸南部流域下水道に係る案件でございます。合併により、鳩ヶ谷都市計画区域が川口都市計画区域に再編されるため、都市計画の名称から鳩ヶ谷都市計画下水道を削除し、川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画下水道に変更するものでございます。また、荒川左岸南部流域下水道の排水区域の接続する下水道及び下水管渠の住所表記を変更します。なお、下水道事業計画に変更はございません。

続きまして、議第5027号につきましては古利根川流域下水道に係る案件でございます。都市計画区域の変更に伴い、都市計画の名称を久喜都市計画及び加須都市計画下水道に変更するものでございます。また、古利根川流域下水道の排水区域の接続する下水道の表記を変更いたします。なお、下水道事業計画に変更はありません。

以上説明いたしました2議案につきましては、都市計画法に基づく軽易な変更でございます。

以上でございます。

○幹事（建築安全課長） 建築安全課長の橋でございます。続きまして、議第5028号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について」を御説明いたします。恐れ入りますが、着席にて説明させていただきます。

議案書は439ページから450ページ、図面は451ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。本議案は、加須市、鴻巣市、久喜市の3市の境界が変更されたことによる加須都市計画区域、鴻巣都市計画区域、久喜都市計画区域の変更に伴い、隣接する区域の数値との整合を図るため、建築基準法の規定により、特定行政庁である知事が建蔽率等の数値を変更しようとするものでございます。

地区番号421—14の加須市の上種足地区及び中種足地区につきましては、鴻巣市と久喜市の一部の土地が加須市に編入したことにあわせ、隣接する区域の数値との整合を図るため、建蔽率の上限を60%、容積率の上限を100%、12m未満の前面道路幅員に乗じる容積率算定係数を0.4、道路斜線制限に係る勾配係数を1.5、隣地斜線制限に係る勾配係数を1.25の地域に編入し、面積が変更になるものでございます。

地区番号217—13の鴻巣市笠原地区及び郷地地区につきましては、加須市の一部の土地が鴻巣市に編入したことにあわせ、隣接する区域の数値との整合を図るため、建蔽率の上限を50%、容積率の上限を100%、12m未満の前面道路幅員に乗じる容積率算定係数を0.4、道路斜線制限に係る勾配係数を1.25、隣地斜線制限に係る勾配係数を1.25の地区に編入し、面積が変更になるものです。

地区番号423—1の鴻巣市の境地区につきましては、加須市の一部の土地が鴻巣市に編入したことにあわせ、隣接する区域の数値との整合を図るため、建蔽率の上限を50%、容積率の上限を100%、12m未満の前面道路幅員に乗じる容積率算定係数を0.4、道路斜線制限に係る勾配係数を1.25、隣地斜線制限に係る勾配係数を1.25の地区に編入し、面積が変更になるものです。

地区番号446—2の久喜市の小林地区につきましては、加須市の一部の土地が久喜市へ編入したことにあわせ、隣接する区域の数値との整合を図るため、建蔽率の上限を50%、容積率の上限を100%、12m未満の前面道路幅員に乗じる容積率算定係数を0.4、道路斜線制限に係る勾配係数を1.25、隣地斜線制限に係る勾配係数を1.25の地区に編入し、面積が変更になるものです。

議第5028号につきましては、案の縦覧は不要となっておりますが、関係権利者へ説明文書の通知を行っており、意見等はございませんでした。さらに、加須市、鴻巣市、久喜市に意見を照会しましたところ、支障なしとの回答をいただいております。

以上、議第5028号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について」を説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

井上委員、お願いいたします。

○井上航委員 ちょっと基本的なことをお聞かせいただくかもしれませんが、まず先ほどやりとりをさせていただいた川口と鳩ヶ谷の件であれば、合併したのが平成23年の10月1日だったと思います。それ以外の例えば久喜であるとか、こういうところが今回そろってこうやって議案に上がってきているわけですが、川口の合併は約2年前の出来事ですが、それ以外の合併であるとか、こうした変更が今回の都計審にかかってきた时期的なタイミングというのを御説明いただければよろしいでしょうか。

○幹事（都市計画課長） 合併の時期と今回の都市計画区域の再編の時期、若干タイムラグがあるということですが、1つは、合併が進んだ後に、先ほども御説明しましたけれども、都市計画の決定の主体が県から市町村に大幅に権限移譲になっているというところがございます。これに基づきまして、県内全域で都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を一斉に見直しをするということで、そのところに時間がかかりましたので、多少合併の時期と今回議案を提案する時期がずれておりますけれども、県内全域で見直すということもありましたので、それに合わせて今回議案を提案させていただいたということがございます。

○井上航委員 今ので非常によくわかりました。

ちょっと別件になりますが、公園の変更についてお聞かせいただきたいのですが、例えば今回都市計画で見れば、自分の都市計画の中で大きく抱えるようになったところもあれば、小さくなって

いったところもあるかと思うんですが、県の公園における例えば総合公園とか広域公園、こういったところのくくりには全く変更なく行ったのかということと、あとは都市計画のどちらに振り分けられるかというのが、一緒になったところもあれば、ばらばらになった公園もありますが、その公園の管理運営上、支障はないのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○幹事（公園スタジアム課長） 総合公園ですとか、そういったくくりについてのお尋ねでございますけれども、今回の都市計画の変更に伴っても、その公園自体の性格は公園として見れば変わっておりませんので、特にそれを変更したということはありません。

あと、もう一点、今回市町村の合併に伴ってこういった計画決定のエリアが変わってきたわけですが、実際の運営等につきましては、県が指定管理者を通じて実質的な管理運営を行っているわけでございます、特に影響というものはないということでございます。

○議長（谷口） 名称とかが大分変わるということでございますので、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（谷口） あと、先ほど野澤委員からいただいた御意見としては、整開保についてはこのほかの都市計画区域に関しても全部共通の御意見というふうに賜るということですね。

もしございませんようでしたら、この議第5005号から5028号までについて、24議案ですね。採決させていただきたいと思っております。この24議案につきまして、原案のとおり決定するという御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） ありがとうございます。

それでは、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第5029号「北川辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、これを議題に供したいと思っております。

それでは、幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 議第5029号「北川辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」御説明いたします。

議案書は453ページから472ページでございます。本議案は、先ほど説明いたしました整備、開発及び保全の方針の県内一斉見直しの方針に基づきまして変更するものでございます。

主な点を簡潔に説明させていただきます。北川辺都市計画区域は、県の北東部、都心からおおむね60kmの圏央道ゾーンに位置し、加須市の行政区域の一部となっております。当該都市計画区域の都市計画の目標についてですが、区域の特性と都市づくりの基本理念、これを明確に示しました。また、地域ごとの市街地像につきましては、広域的見地から、各拠点機能を配置いたしました。なお、本区域につきましては、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めていないため、駅周辺を拠

点として位置づけ、良好な市街地を形成していくこととしております。

以上説明いたしました議第5029号「北川辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」2週間縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、加須市に対して意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口） それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。特にございませんかね。

〔発言する者なし〕

○議長（谷口） それでは、この議第5029号について採決をさせていただきます。

原案のとおり決定するというところで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

それではここで、今度は建築基準法に基づいたお話になりますが、続きまして建築基準法に基づき、その敷地の位置について、都市計画上の支障の有無、それを審議する議案といたしまして、議第5030号「久喜都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

それでは、幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 建築安全課長の橘から議第5030号「久喜都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を御説明いたします。

議案書は473ページから479ページとなっております。当議案は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく許可に際し、産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関して御審議いただくものでございます。

前方のスクリーンを御覧ください。まず、議案の説明の前に建築基準法第51条について御説明いたします。都市計画区域内において産業廃棄物処理施設などを新築等する場合には、都市計画でその敷地の位置が決定していることが必要でございます。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は立地が可能となります。特定行政庁である許可権者は、さいたま市など11市はそれぞれの市長、11市以外は埼玉県知事となります。この許可に当たっては、都市計画を定めると同様に、施設の種類に応じて、産業廃棄物処理施設については県都市計画審議会、一般廃棄物処理施設については市町村都市計画審議会の議を経ることとなっております。当議案は、産業廃棄物処理施設に関して、敷地の位置の都市計画上の支障について御審議をお願いするものでございます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。敷地の位置は、先ほど御審議いただいた久喜都市計画区域でございます。久喜市は、県の北東部に位置しており、都心からおおむね45kmに位置し

ております。その敷地の位置について御説明いたします。画面中央の赤く塗った位置でございます。久喜市役所から西に約2.6kmの地点の工業専用地域内に位置しております。

拡大図を御覧ください。敷地の位置は、赤く示した久喜市河原井町26の一部、27でございます。廃プラスチック類、木くず、がれき類の破碎施設及び汚泥、廃油、廃プラスチック類の焼却施設を新たに設置するものでございます。車両の進入路につきましては、敷地の北側の市道227号線から東側及び西側の県道下早見菖蒲線を通り、国道122号や県道さいたま栗橋線を利用する計画でございます。

続きまして、施設配置について御説明いたします。画面の左上側を北としております。画面の上側の北西側が車両の出入り口となります。幅員14mの市道227号線でございます。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は1万1,259.72㎡でございます。青色の部分が建築物でございます。画面中央左側の黄色の部分が破碎施設でございます。破碎施設では、建築現場などから発生する廃プラスチック類、木くず、がれき類を破碎処理し、プラスチック製品の原料やバイオマス発電の燃料として再利用を行います。

画面中央右側の黄色の部分が焼却施設でございます。焼却施設では、製造工場などから排出される汚泥、廃油、廃プラスチック類を焼却処理し、それに伴い発生したばいじんや燃え殻は専門業者により最終処分を行います。なお、焼却によって発生するエネルギーはボイラーにより蒸気として回収し、蒸気タービンにより発電を行い、余剰電力は電力会社に販売する計画です。

当該施設の立地について久喜市に意見照会したところ、都市計画上支障がない旨の回答を得ております。県といたしましても、この敷地の位置について、立地条件や施設計画等から、都市計画上支障がないものと考えております。

以上で議第5030号「久喜都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」説明いたしました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口） ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。特にございませんか。

○荒川委員 支障がないとかあるとかということなのですが、これは地域の市町村がどこまでを調査するのですかね、判断材料として。県としては、地域が支障がないと来れば市町村を信頼すると。さっきの先生の御意見と大体似てきちゃうんですけど、そうなるのですかね。支障がないあるというのほどどこまでやっているんですか。

○議長（谷口） では、事務局から御回答をお願いします。

○幹事（建築安全課長） 許可に当たり、県のほうでは、用途地域、それから市街化区域、市街化調整区域といった都市計画上の位置づけ、市の総合振興計画上の位置づけ、それから敷地周囲の100m内に学校、病院、住宅街があるかないか、それから進入路の幅員、それから発生する交通量がその

進入路で大丈夫かどうか、排水の状況、それから周囲の住民への事前説明について確認しております。市でも同じ様な確認をいたしまして、市の意見として支障があるかどうかという意見をいただいているという形になります。

○議長（谷口） 工業専用地域ですよね。そういう意味で、そういう用途を集めるというふうな趣旨でつくられたエリアかと思います。

○荒川委員 こういうのも大きな意味で都市計画なんですか。

○議長（谷口） どこに何を配置するかというのは都市計画に入りますよね。どこかに置かないといけないですから、どこに置くのが大丈夫かというのを判断するということです。

○荒川委員 わかりました。

○議長（谷口） ほかにいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（谷口） 特にほかにございませんようでしたら、議第5030号の議案につきまして採決させていただきます。

本案について都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、御異議ないものとして、本案は認めるということといたします。どうもありがとうございます。

終わりではございません。まだございますので、よろしくお願ひいたします。その他案件ではございますが、重要な案件がございますので、よろしくお願ひいたします。

草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業の事業計画に係る意見書についてを議題に供します。この案件は、次回の都市計画審議会にて予定している意見書の審議に先立ちまして、口頭陳述の方法、どういうふうにご口頭陳述していただくかというその方法です。それを決定しようとするものでございます。

それでは、幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（市街地整備課長） お疲れのところ恐縮でございます。

それでは、その他の案件、議第5031号「草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業の事業計画に係る意見書について」御説明申し上げます。資料はお手元の「参考資料2」でございますが、前方のスクリーンにて御説明申し上げます。

草加市が施行する草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業の事業計画を定めるに当たり、本計画を平成25年6月6日から6月19日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、権利者数287名のうち3通3名の方から知事宛にて意見書の提出がございました。そのうち1名の方から口頭で意見陳述をしたい旨の申立てがございましたので、まずその取り扱いについて御説明を申し上げます。

知事は、提出された意見書を県都市計画審議会に付議いたします。審議会では、意見書の内容を審査していただき、意見書を採択すべきであるか採択すべきでないかを議決いただくこととなります。審査は書面によりますが、申立てがあったときには口頭で意見を述べる機会を与えなければならないことが法律で定められております。したがって、申立人に機会を与えることとなりますが、具体的な実施方法については特に定めがございません。そこで、本日は口頭陳述の実施方法についてあらかじめお決めいただくものでございます。

まず、本地区の位置でございますが、スクリーンに赤く着色しました東武伊勢崎線新田駅の東口で、東側は南北に走る県道足立越谷線、南側は東西に走る県道金明町鳩ヶ谷線に囲まれた約6.3haの区域でございます。本事業は、駅前の交通広場や道路、公園などの公共施設を整備し、市街地の整備改善を図ることにより、駅周辺にふさわしい環境を整備するものでございます。

次に、口頭陳述を申し立てた方の意見の要旨でございますが、「減歩率を18%もとるのは、不当で違法なので反対をする。道路と公園は全土地の3分の1以上もある。こんな事業は全国にないので、反対である」でございます。

参考までに、その他の意見といたしまして、「施行者、草加市の対応への不満。事業の賛否のアンケートを取っていない。反対者は半分はいる。」などでございます。

続きまして、口頭陳述の実施方法（案）について御説明をいたします。過去の実施事例などを踏まえまして、次の3つの案を提案させていただきます。まず左から、案の1、当審議会が直接聴聞する方法でございます。口頭陳述を申し立てた方を次回の都市計画審議会の場にお呼びし、その場で直接陳述をいただくものでございます。案の2、中央でございますが、審議会の委員が聴聞する方法です。審議会から選出された委員の代表があらかじめ聴聞するものでございます。一番右、案の3、当審議会の幹事、すなわち私どもがあらかじめ聴聞する方法でございます。案の2、案の3につきましても、聴聞内容を録取書に取りまとめ、次回の審議会に御報告をいたします。

参考に、過去の実施方法について御説明をいたします。平成になってから口頭陳述を実施した事例は15件ございました。案の1により審議会が直接聴聞した例は1件あり、2名の方から非公開で聴聞いたしました。その際、審議会の委員の方から、公平を期するため、施行者の考えをあわせて聞きたいとの意見がありましたので、参考人として施行者もお呼びし、聴聞いたしました。聴聞時間は、審議会の運営を考慮し、1人当たり5分で行いました。

次の案の2により審議会の委員が聴聞した例はございません。案の3により幹事が聴聞した例は14件ございまして、1件当たり最小で1名の方、最大で116名の方から聴聞いたしました。聴聞に当たっては、申立人と日程調整をした上で地元へ赴き、聴聞の時間は1人当たりおおむね10分で行いました。

本日は、口頭陳述の実施方法についてお決めいただきたいと存じます。次回開かれる審議会では、口頭陳述の内容と併せまして、提出されております3通全ての意見書について御審議を願うことに

なります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口） ありがとうございます。3つの案があるということで、2回掛けて実施させていただくという形になっております。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問をまずいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（谷口） まず、3つの方法に関しましては、それぞれどういう方法かというのは御理解いただけましたでしょうかね、委員の先生方におかれましては。結局採決でどの方法によるのがいいのかということをご決めていただくということになろうかと思いますが、特に御意見がなければ採決を採らせていただくということでよろしいでしょうかね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） では、挙手で案の1、案の2、案の3の順番でお尋ねしていきます。

よろしいでしょうか。もう一度確認いたしますと、案の1が当審議会において直接聴聞する方法でございます。案の2が当審議会から選出された委員が聴聞する方法、案の3が幹事が聴聞する方法でございます。

それでは、挙手でお願いいたします。まず、案の1、当審議会において直接聴聞する方法がよろしいと思われる委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

○荒川委員 ちょっといいですか。幹事というのは。

○議長（谷口） 案の3ですね。それは、この方法がどれがいいかということを決めさせていただいた上で、また改めてそこで審議させていただければ。

○荒川委員 幹事というのは。

○議長（谷口） 県の職員ですね。すみません。

○荒川委員 執行部ですね。

○議長（谷口） そうです。よろしいですか。

○荒川委員 はい。

○議長（谷口） もう一度確認します。

案の1が当審議会において直接聴聞する方法でございます。案の2が当審議会から選出された委員が聴聞する方法ですね。案の3が幹事が聴聞する方法でございます。この場合の幹事はそちらに座っていらっしゃる方ということになります。

それでは、挙手をお願いいたします。まず、案の1の当審議会において直接聴聞する方法がよろしいと思われる委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

〔挙手なし〕

○議長（谷口） いらっしゃいませんね。

案の2の当審議会から選出された委員が聴聞する方法がよろしいと思われる方、いらっしゃいますか。

〔挙手なし〕

○議長（谷口） いらっしゃいません。

それでは、案の3の幹事が聴聞する方法がよろしいと思われる方。

〔挙手全員〕

○議長（谷口） 委員全員ということでございますね。

ということで、案の3ということで決めさせていただきたいと思います。

すみません。申し遅れましたが、先ほどの御質問、改めて整理しておきますと、案の3でありますと、聴聞する幹事につきましては、この審議会を所管している都市計画課長さんと土地区画整理事業を所管している市街地整備課長さんの2名にお願いしたいということなんですが、これもここで御承認をいただきたいと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、そのようにいたします。

事務局は、次回の都市計画審議会に向けて御準備をお願いいたします。

あと、今回見ていただいていたのとおり、これは2回に分けて実施しているということで、手間が非常に掛かっております。今回の聴聞方法は以上のように決定いたしました。口頭陳述の実施方法については特段の定めがございません。口頭陳述をしたいという旨の申出がありますと、その都度皆様にお諮りして決めているという状況でございます。このため、実質意見書審査に2回の審議会を要する、時間も掛かってしまっているということになります。

このような場合、埼玉県都市計画審議会運営規則の第11条で審議会の運営に必要な事項は会長が定めるというようになっておりますので、より迅速な意見書審査を図るためには、あらかじめ審査方法の原則を定めておきまして、1回の審議会の開催において対応できるようにした方が良いと思うのですが、いかがでしょうか。お認めいただけますでしょうか。これを契機に口頭陳述の実施方法についての原則的な取り扱いを定めまして、後日御報告させていただければと考えております。一応会長の決定事項ということですので、委員の皆様におかれましては、その旨御承知いただければと思います。よろしく御了解のほどお願いいたします。

以上をもちまして、たくさんの議題に対して本日の審議、どうもありがとうございます。これで審議は全て終了いたしました。傍聴者の方々、事務局の指示に従って御退席いただけますでしょうか。委員の先生方はもうちょっとお待ちください。

〔傍聴者退場〕

○議長（谷口） それでは、ここで議長の任を解かせていただきまして、進行を事務局にお返しした

いと思います。どうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

本日は、委員の皆様におかれましては、熱心な御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の審議会を閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午後3時30分 閉 会